

平成 2 2 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	11	府 省 庁 名 環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」と言う。）第 8 条第 1 項及び第 15 項第 1 項に規定する廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置</p> <p>廃棄物処理施設に係る以下の固定資産税の課税標準の特例措置を延長すること</p> <p style="margin-left: 20px;">廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設</p> <p style="margin-left: 20px;">廃ポリ塩化ビフェニル等・ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設（廃油、廃プラスチック類、木くず等を除く。）</p> <p style="margin-left: 20px;">及び のうち優良な更新投資</p> <p style="margin-left: 20px;">ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>以下の特例措置の適用期限の 2 年延長。</p> <p style="margin-left: 20px;">償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を 1/6 とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を 1/3 とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を 2/3 とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を 1/2 とする。</p>	
関係条文	<p>地方税法附則 第 15 条第 3 項、第 4 項、第 6 項、第 7 項</p> <p>同法施行令附則 第 11 条第 6 項、第 7 項、第 12 項、第 13 項</p> <p>同法施行規則附則 第 6 条第 13 項、第 17 項から第 19 項まで、第 24 項、第 28 項から第 30 項まで</p>	
要望理由	<p>廃棄物処理法等に係る規制基準を遵守した施設の整備を図っていくためには、施設の設置者自身が適正な整備を行うことが不可欠であるが、規制を遵守した廃棄物処理施設整備には設備投資に多額の費用を要し、廃棄物処理業者が施設整備を進めようとしても資金の面から実現が困難であることから、税制上の優遇措置を引き続き講ずることによって経済的なインセンティブを与えることが、規制の実効性を確保しつつ施設整備を進める上で効果的である。さらには、石綿含有廃棄物を適正に処理するための無害化処理用設備を整備するには、相当の設備投資を要するため、廃棄物処理業者が施設整備を進めようとしても資金の面から実現が困難な場合が想定される。そこで、税制上の優遇措置を講ずることによって、早急に処理の受け皿を確保することが適正である。</p> <p>また、P C B 廃棄物の処理施設は、長年の懸案であった P C B 廃棄物を適正かつ安全に処理することができる設備であるが、P C B 廃棄物特別措置法及び廃棄物処理法等に基づく規制を遵守した設備の投資には多額の費用を要するものが多く、施設整備を進めようとしても資金の面から実現が困難な場合が想定されるため、当該設備投資の迅速かつ円滑な実施を促進するためには、税制上の優遇措置を講ずることが適正である。</p>	
減収見込額	<p>（ 22 年度見込み ） - （ 2 4 6 6 ） （ 単 位 ： 百 万 円 ）</p>	

地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 公害防止用設備に係る特別償却等 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資、補助金その他 日本政策金融公庫による融資制度 (環境・エネルギー対策資金)
	20年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 公害防止用設備に係る特別償却等 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資、補助金その他 日本政策金融公庫による融資制度 (環境・エネルギー対策資金)
過去の要望経緯	<p>昭和 47 年度に創設、以後平成 20 年度税制改正に至るまで 2 年ごとに延長。その間昭和 51 年度、平成 5 年度、平成 8 年度、平成 13 年度税制改正においては対象施設の拡充が認められた。また、平成 18 年度及び平成 19 年度税制改正において、アスベスト処理施設について対象施設の拡充が認められた。平成 20 年度税制改正において、自動車等破砕物処理施設が対象から除外され、廃 PCB 等処理施設及び産業廃棄物焼却溶融施設について課税標準率が縮減された。</p>		
本要望に対応する縮減案			